

## 指定施業要件変更予定告示附属明細書

(令和6年5月21日付け兵庫県告示第475号附属)

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町西谷字瀧ノ谷93の1、93の2、94から101まで、102の1、102の2、103の2から103の4まで、104、105の1、105の2、106、107の1、107の2、108から111まで、115、118の5、118の9、118の10、119の1、119の2、122の1から122の6まで、122の9から122の13まで、124、127、130、132から136まで、138から143まで
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の<sup>涵</sup>養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ロ) 間伐に係る伐採のできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
    - イ 立木の伐採の限度
      - (ア) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、円山川地域森林計画区円山川下流区域の水源の<sup>涵</sup>養のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの面積を加えて得た面積とする。  
円山川下流区域とは、次の地域をいう。  
豊岡市（旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町、同郡但東町の区域をいう。）
      - (イ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町西谷字焼ウロ171から181まで、181の1、182、183
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の<sup>涵</sup>養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ロ) 間伐に係る伐採のできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
  - イ 立木の伐採の限度
    - (ア) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、円山川地域森林計画区円

山川下流区域の水源の涵養のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの面積を加えて得た面積とする。

円山川下流区域とは、次の地域をいう。

豊岡市（旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町、同郡但東町の区域をいう。）

- (イ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町奥矢根字八ツ坂39の5、39の6、56の1、56の4、56の5、56の10

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る伐採のできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、円山川地域森林計画区円山川下流区域の水源の涵養のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの面積を加えて得た面積とする。

円山川下流区域とは、次の地域をいう。

豊岡市（旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町、同郡但東町の区域をいう。）

- (イ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。